

Root WiMAX 重要事項説明書

下記の事項を十分にお読みください。

電気通信事業者 割賦販売業者の連絡先 (契約当事者)	株式会社アクセルパワー 電気通信事業者登録番号【A-06-22482】 〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-4-10 カスタマーセンター ナビダイヤル 0570-550-261 (携帯電話・PHS からもご利用いただけます。) 受付時間 10:00～18:00 (定休日：年末年始) WEB サイトからもお問合せいただけます。(https://accelpower.co.jp/contact/)
Root WiMAX 契約約款 個品割賦販売契約約款 (Root WiMAX 用)	掲載 URL： https://accelpower.co.jp/service/internet/internet_application_ended/

1. ご契約にあたって

- お客様は、株式会社アクセルパワー（以下「当社」といいます。）が提供する Root WiMAX サービス（以下「Root WiMAX」といいます。）を利用する場合、当社との間で以下の契約を締結するものとします。

契約種別	サービス名	対象約款
回線契約	Root WiMAX	Root WiMAX 契約約款
割賦販売契約	機器端末※	個品割賦販売契約約款（Root WiMAX 用）

- ※「11. 利用可能な端末機器について」に定める機器端末のうち、「納品書 兼 ご契約内容確認書」にて当社がお客様に通知した端末を指します。
- 民法 548 条の 2 で定める定型約款の合意について、当社が定める「Root WiMAX 契約約款」を当社とお客様が締結する回線契約の内容及し、また当社が定める「個品割賦販売契約約款（Root WiMAX 用）」を当社とお客様が締結する割賦販売契約の内容とすることに合意頂きます。なお、当社は、「Root WiMAX 契約約款」又は「個品割賦販売契約約款（Root WiMAX 用）」を変更する場合には、あらかじめ「変更後の内容」および「変更の効力発生日」を、一定期間当社の WEB サイトに掲載することでお知らせします。
 - 必ずご利用になる地域のサービス提供状況をご確認のうえ、お申し込みください。
※サービス提供エリアは、当社サービスサイトよりご確認ください。(https://accelpower.co.jp/service/internet/)
 - Root WiMAX は 18 歳未満の方に ご契約いただくことはできません。
 - ご契約時にご登録いただいた電話番号・メールアドレス宛てに当社よりご連絡させていただくことがございますが、お客様とご連絡がつかない場合は、利用停止させていただくことがあります。
 - ご契約内容（名義・住所・連絡先等）に虚偽の記述があった場合は、契約解除となることがあります。

2. サービス提供開始日

お客様が Root WiMAX にお申し込み後、Root WiMAX 通信網の設定を完了した日をサービスの提供開始日とします。

3. ご契約のキャンセル・返品について

- Root WiMAX へお申し込みいただき、回線の開通手続きが完了した後の取消（キャンセル・返品）はいかなる場合におきましても一切お受けできませんのでご了承ください。取消（キャンセル・返品）をご希望の場合には、Root WiMAX をご解約いただく必要があり、36 か月以内に Root WiMAX の解約をされた場合、端末機器に関する商品代金の残債分を通信サービスの解約月の利用料金に合算して請求いたします。 具体的な算出方法については「15. 端末購入（分割払い）について」をご参照ください。
※ただし、初期契約解除制度、クーリング・オフ制度に該当するお客様が、当該制度を利用する場合は、上記の限りではございません。
- お申し込みいただき、回線の開通手続きが完了した後、サービスをご利用になるエリアが提供エリア外であった場合も、サービスのキャンセル・返品はできません。

4. ご契約情報の変更・解約について

- ご契約情報の変更について
お客様のご契約情報は、当社カスタマーセンターで変更いただくことができます。
お引越などで、住所・連絡先に変更があった際には、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。
- ご契約の解約について
回線契約を解約する際は、当社カスタマーセンターにてお電話で承ります。
なお、その際には、ご本人様の確認として、「お客様名」「お客様住所」「お客様携帯電話番号」を確認させていただきます。
- サービス提供開始日を含む月を 1 か月目とした 36 か月目末日までに回線契約が理由の如何を問わず終了（解約または解除を含みます。）した場合、当該終了時をもって割賦販売契約も終了とし、割賦販売契約に基づく端末代金残債額のすべてを、回線契約の解約日が属する期間の利用料金に合算して請求いたします。 具体的な算出方法については「15. 端末購入（分割払い）について」をご参照ください。

5. 初期契約解除制度について(個人名義で契約のお客様のみ適用)

- ご契約いただいた Root WiMAX が利用可能になった日または「納品書 兼 ご契約内容確認書」をお客様が受領した日のいずれか遅い日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により回線契約（料金プランを変更する場合は、その変更を内容とする契約とします。以下同じとします。）の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。
- 初期契約解除を行った場合は、次のとおり取扱います。
◆**新規契約の場合**
・回線契約により発生した登録料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び契約解除までに提供を受けた Root WiMAX 利用料をご請求します。回線契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客様に返還します。
・オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。
・初期契約解除を適用した場合、各種割引等は無効となります。
・お客様が回線契約の締結と同時に当社から購入した端末機器（ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等）は、初期契約解除後速やかに当社指定の場所へご返却いただくことをもって、割賦販売契約についても初期契約解除を準用することができます。詳細条件は、「【別紙】端末返還特約」をご参照ください。ご返却内容に欠品がある場合、端末料金の残債を一括でご請求させていただく場合がございます。
なお当社の届出媒介等業務受託者で、端末購入の場合は、購入先にお問い合わせください。
- 本契約を特定できる事項（受付番号・お客様住所・お客様氏名）を記載した書面を郵送等によりご提出ください。当該書面の提出に要する費用は、お客様にご負担いただけます。
- 初期契約解除制度については当社カスタマーセンターへお問い合わせください。
■送付先
〒135-0064 東京都江東区青海 3-4-19 青海流通センター1 号棟 205 区画
株式会社アクセルパワー 初期契約解除窓口

【初期契約解除申請に際する記載例】

株式会社アクセルパワーが提供する以下の Root WiMAX の回線契約の申し込みを撤回し、契約を解除します。

申請日：20 年 月 日
受付番号：
契約者氏名：
契約者住所：

端末機器返却の有無：
端末機器本体のほか、ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等がそろっていることを確認しました。

「Root WiMAX 重要事項説明書」内、「5. 初期契約解除制度について」の内容を確認し、承諾しました。

6. 料金のお支払いについて

- お支払い方法について
(1) 選択いただけるお支払い方法は、クレジットカードまたは口座振替となります。
(2) ご利用料金のお支払いが可能なクレジットカードは日本国内発行のクレジットカードとなります。
(3) お客様のご都合により、クレジットカードまたは口座振替によるお支払いが実施できなかった場合は、払込用紙により、当社が指定する店舗でお支払いいただくことがあります。なお、ご契約後初回の発行を除き、払込用紙を発行する場合は事務手数料として 550 円（税込）をお客様にご負担いただきます。
(4) Root WiMAX のご利用料金は毎月 1 日から月末までのご利用分を翌月に請求させていただきます。ただし、当社が必要と認めるときは、月途中でも請求させていただく場合があります。
(5) 実際の引き落とし日は、クレジットカード払いの場合はクレジットカード会社によって異なります。口座振替の場合は請求月の 26 日です。
(6) 当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、年 14.6%の延滞利息を請求させていただくほか、利用停止させていただくことがあります。また、利用停止期間中の基本使用料等の料金につきましては、請求させていただきます。
(7) ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス(Root WiMAX 以外も含みます。)のうち、いずれかについてご利用料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除させていただくことがあります。
(8) ご利用料金等（Root WiMAX 契約約款に定める、料金その他手数料等に限ります。）の請求については、当社より請求させていただきます。
(9) 請求にあたって必要な個人情報につきましては、当社より決済代行会社および業務委託先に通知させていただきます。
- 請求書について
紙面による請求書および明細は発送いたしません。毎月請求額が確定しましたらマイページにてお知らせします。

7. 契約に関わる注意事項

- 契約にあたりお客様に遵守いただく事項等は、Root WiMAX 契約約款をご確認ください。なお、遵守いただけない場合、契約を解除することがあります。
- お客様が以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は 6 か月以内で当社が定める期間（お客様が当社の定める支払期限を経過してお支払いされない場合はその料金が支払われるまでの期間）、当社は Root WiMAX の提供を停止することがあります。
(1)お客様が当社の定める支払期限を経過してお支払いされない場合
(2)お客様が Root WiMAX 契約約款に違反した場合
(3)お客様が当社と契約をしているもしくは契約をしていた他の Root WiMAX 回線に係る料金その他債務またはお客様が当社と締結をしている若しくはしていたその他電気通信サービスに係る債務について、支払期限を経過してもお支払いされない場合
(4)Root WiMAX に係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明した場合
(5)その他 Root WiMAX 契約約款第 28 条（利用停止）で定める事項に該当した場合
- 前項の規定により Root WiMAX の提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間をお客様に書面または電磁的方法（電子メール及び SMS を含みます。）で通知します。
- 回線の提供を停止したのち、お客様がその事象の解消しない場合、当社はお客様に書面または電磁的方法（電子メール及び SMS を含みます。）で通知を行ったうえで、回線契約を解除することがあります。

8. WiMAX について

Root WiMAX には、「WiMAX+5G」があります。

サービス名称	電気通信サービスの種類
Root WiMAX	MVNO サービス

- ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の実速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑状況、ご利用の端末などにより通信速度が異なります。
- 電波を使用しているため、トンネル・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かない所や、サービスエリア外ではご使用になれません。また、利用中に電波状態の悪い場所に移動した場合は、通信が切れる場合があります。
- 電波の性質上、電波状態は刻々と変動します。ご利用の機器で表示される電波状況については目安としてご利用ください。
- ネットワークの保守メンテナンス等により、サービスをご利用いただけない場合があります。
- 迷惑メール送信防止のため、Outbound Port 25 Blocking(インターネット上への TCP25 番ポートを宛先とした通信の制限)を実施しています。メール送信の際は、587 番ポートなど、25 番以外のポートをメールソフト等に設定してご利用ください。対応状況および設定方法はメールサービスをご契約されている事業者等へお問い合わせください。
- 当社ではインターネット上でオンラインによる各種申し込み状況の確認や変更ができるサービスを提供いたします。
- インターネット接続の提供にあたり、プライベート IP アドレスまたはグローバル IP アドレスを動的に 1 つ割り当てます。
- サービス品質維持および設備保護のため、24 時間以上継続して接続している通信を切断する場合があります。
- 以下の通信モードを選択いただけます。（対応モードは端末の仕様により異なる場合があります）
WiMAX+5G サービス

	利用する方式
	WiMAX+5G 方式
スタンダードモード	○
プラスエリアモード 【オプション料金】	○

- ※1: スタンダードモードで WiMAX+5G 方式の通信をご利用いただく場合、月間の通信量に上限はありません。ご利用されるエリアの混雑状況により速度が低下する場合があります。
- ※2: 毎月 1 日より積算した WiMAX+5G 方式の合計通信量が 30GB*1 を超過した場合、それ以降月末までのプラスエリアモードでご利用いただく WiMAX+5G 方式の通信速度を 128kbps に制限させていただきます（スタンダードモードでご利用いただく WiMAX+5G 方式の通信は速度制限対象外です）。通信速度の制限は、翌月 1 日に順次解除させていただきます。
- ※3: ネットワーク混雑回避のため、一定期間内に大量のデータ通信のご利用があった場合、混雑する時間帯の通信速度を制限する場合があります。

9. 通信利用の制限に関する注意事項

- 天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信提供の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信をとり扱うため、お客様の通信の利用を制限又は中止する措置をとることがあります。
- 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。
 - 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域のお客様回線に係る通信の利用を制限すること。
 - 当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた。若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他のお客様回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのお客様回線に係る通信の帯域を制限すること。
 - 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社又は提供事業者（Root WiMAX 契約約款で定める者をいいます。）の電気通信設備を占有する等、その通信が Root WiMAX の提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
 - 当社又は提携事業者の電気通信設備に継続して著しい負荷が生じ、一定期間その解消が見込まれないと当社が認めた場合に、Root WiMAX の円滑な提供のために、Root WiMAX のお客様回線について、データ通信の伝送速度を制限すること。
- 当社は、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した特定データ通信機器がお客様回線に接続された場合、そのお客様回線を用いた通信の利用を制限することがあります。
- 一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

10. WiMAX+5G の料金について

- Root WiMAX の料金は、以下の通りです。

(1)基本料金

区分	プラン名（※3）	初月使用料（※1）	基本使用料（※2）	契約期間
WiMAX+5G サービス	5G 無制限プラン	税込 1,650 円/月	税込 4,950 円/月	—

※1：新規ご加入時は、サービス提供開始日を含む月を初月とします。

※2：月の途中でのご解約の場合、基本使用料は日割いたしません。

月末時点でご利用の場合、別途ユニバーサルサービス料（※1）、電話リレーサービス料（※2）がかかります。（日割り計算は行いません。）

*1：電話会社が負担する 1 電話番号当たりの負担額（番号単価）は、ユニバーサルサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、半年に 1 回料金の見直しが行われているため、その内容に応じてお客様にお支払いいただく料金に変更される場合があります。なお、「ユニバーサルサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（<http://www.tca.or.jp/universalservice/>）または音声・FAX 案内（03-3539-4830、24 時間受付）にてご確認ください。

*2：電話会社が負担する 1 電話番号当たりの負担額（番号単価）は、電話リレーサービス支援機関である社団法人電気通信事業者協会によって、1 年に 1 回料金の設定が行われているため、その内容に応じてお客様に料金をお支払いいただけます。なお、「電話リレーサービス制度」について、詳しくは、社団法人電気通信事業者協会のホームページ（https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/）または音声・FAX 案内（03-6302-8391、9：00～17：00（定休日：土日祝休日、年末年始））にてご確認ください。

※3：KDDI 株式会社及び沖縄セルラー株式会社提供の「自宅セット割 インターネットコース（UQ mobile）」「au スマートバリュー（au）」の適用に対応した料金プランです。「自宅セット割 インターネットコース（UQ mobile）」「au スマートバリュー（au）」の適用を受けるためには、別途 KDDI 株式会社が提供する UQ mobile/au の携帯電話サービスへお申込みいただく必要があります。（UQ mobile/au の携帯電話サービスでも「自宅セット割 インターネットコース（UQ mobile）」「au スマートバリュー（au）」に対応した料金プランが適用されていることが必要となります。）

(2)プラスエリアモードオプション料

プラスエリアモードで接続を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。ただし、「自宅セット割 インターネットコース（UQ mobile）」「au スマートバリュー（au）」を契約されている月（契約月、解約月を含みます）は、加算されません。

区分	利用料	登録料
プラスエリアモードオプション料	税込 1,100 円/月*1	無料

*1：月の途中でのご加入またはご解約の場合であっても、オプション料は日割となりません。

(3)グローバル IP アドレスオプション利用料

グローバル IP アドレスオプション用 APN に接続（※1）を行った月は、以下のご利用料金が加算されます。

区分	利用料	登録料
グローバル IP アドレスオプション利用料	税込 105 円/月 *2	無料

*1：グローバル IP アドレスオプションのご利用にあたり、事前のお申込みは不要です。WiMAX5G 対応機器の接続先をグローバル IP アドレスオプション用 APN に変更することでご利用いただけます。

*2：月の途中でのご接続先変更の場合であっても、グローバル IP アドレスオプション利用料は日割となりません。

(4)端末サポート割 36 の適用

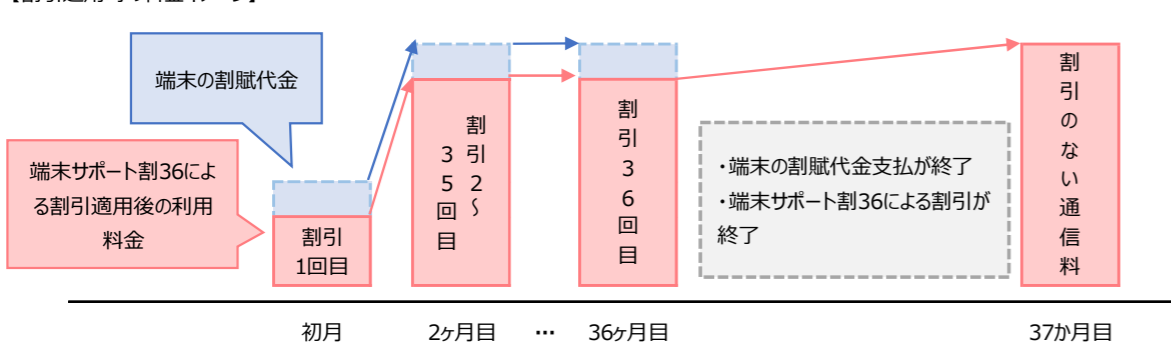
当社が指定する WiMAX + 5G 機器（以下「対象機器」といいます。）の購入と同時に「5G 無制限プラン」を選択して新たにご加入いただいた場合、最大 36 ヶ月間毎月の Root WiMAX の利用料金を割引します。割引内容の変更および終了時期については WEB 等の媒体にて告知します。

【端末サポート割 36】

適用割引名	割引額	割引期間
端末サポート割 36	税込 605 円/月	36 ヶ月間 *1

*1：サービス提供開始日を含む月を 1 ヶ月目とします。

【割引適用時の料金イメージ】



(5) でんきセット割・ガスセット割の適用

「5G 無制限プラン」を選択した場合で、当社が小売電気事業者またはガス小売事業者として提供する電力またはガスの供給サービスに関するご契約がある場合、毎月の基本使用料金を割引します。割引は併用可能とし、ご契約いただいているすべての Root WiMAX の契約に適用いたします。

【でんきセット割】

適用割引名	割引額	割引期間
でんきセット割	税込 550 円/月	契約期間中*2
ガスセット割	税込 550 円/月	契約期間中*2

*2 解約やその他お手続きなどにより電力またはガスの供給サービスの利用料金の請求が発生していない月は、割引が適用されません。再契約などにより請求が再開した際には、割引も再度適用されます。

11. 利用可能な端末機器について

- お客様は、Root WiMAX に申込みいただく際、同時に端末機器に関する割賦契約のご締結をいただきます。割賦契約の対象となる端末機器は次の通りです。

分類	機種名	メーカー	割賦総額	最大通信速度
ホームタイプ	Speed Wi-Fi HOME 5G L11	ZTE ジャパン株式会社	税込 21,780 円	下り（受信） 2.7Gbps 上り（送信） 183Mbps
モバイルタイプ	Galaxy 5G Mobile Wi-Fi	Samsung	税込 21,780 円	下り（受信） 2.2Gbps 上り（送信） 183Mbps

- 上記以外の端末機器に Root WiMAX を接続する場合は、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。なお、その場合には「技適マーク」等により当社及び提携事業者が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるものに限りです。

12. 端末機器の発送について

- お客様によるお申込みを受け、かつ当社所定の与信審査が完了した後に、当社より端末機器を発送いたします。
- 端末機器は、当社からの発送後 1 ～ 5 日程度でお客様のお手元に到着します。（配送業者の状況により前後することがあります。）
- 端末機器発送の際、当社にて端末機器の動作確認および利用開始の登録を実施します。
- 到着日時指定は承っておりません。ご不在の場合は不在伝票にて対応となります。
- 必ず確実に発送物を受領できるご住所・ご連絡先をご登録ください。
- お客様にて発送物を受領できず、再発送となった場合の送料はお客様負担となります。
- 長期のご不在や発送先の誤り等で、当社まで発送物が戻った場合でも、所定のサービスご利用料金は発生します。また、ご連絡がとれない場合などはご解約とさせていただきます場合もございます。（解約となった場合、通常のご解約と同じ扱いとなり、端末相当代金が発生します。）

13. 初期不良について

- 端末機器について初期不良の可能性がある場合、当社窓口まで早急にご連絡ください。当社で初期不良が確認できた端末機器につきましては、良品と交換させていただきます。
- 早急に当社窓口までご連絡いただけない場合、初期不良を前提とした機器の交換対応はできない場合があります。（通常の故障機器と同様、修理対応となります。）
- 初期不良による端末機器の交換となった場合、所定の窓口まで端末機器をご送付いただけます。お送りいただく際の送料はお客様負担となります。
- 初期不良により端末機器が交換となった場合において、サービスの利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は行いません。

14. 端末機器の故障について

- お客様は、端末機器が故障し、その他修理等の必要が生じた場合には、当社、当社が指定する事業者が設置、運営する店舗（以下「店舗」といいます。）に対して、無線機器の故障受付および修理に関する対応を依頼することができます。
- 端末機器は当社からの発送日を起算日として 1 年を保証期間とさせていただきます。
- 保証期間中の故障につきましては、店舗にて故障を確認させていただいた上で、無償にて修理または新品と交換させていただきます。
- お客様の故意、過失による故障の場合は、有償となり実費をいただきます。
- 端末機器が修理または交換となった場合において、サービスのご利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は行いません。
- 保証期間終了後の端末機器故障修理については有償となります。
- お客様が店舗に依頼した無線機器の故障受付および修理に関して生じた一切の費用については、お客様が店舗に対して直接支払うものとします。
- お客様が、店舗に対して無線機器の故障受付および修理を依頼することに関して、お客様に何らかの損害等が生じた場合でも、当社は一切の責任を免れるものとします。

15. 端末購入（分割払い）について

端末代金は以下のとおりです。支払方法は分割払いのみです。

端末代金	支払方法	分割支払金
税込 21,780 円	36 回分割	税込 605 円/月

36 ヶ月以内に回線契約を解約されたときは、以下の方法を以て、端末代金の残債分を通信サービスの契約解約月の利用料金に合算して請求いたします。

【端末代金残債計算方法】

契約解約時の端末代金残債 = 端末代金 - 分割支払金 × 継続月数

【継続月別端末代残債早見表】

継続月数	1*1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
金額（税込）	21,175 円	20,570 円	19,965 円	19,360 円	18,755 円	18,150 円	17,545 円	16,940 円	16,335 円	15,730 円	15,125 円	14,520 円

継続月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
金額（税込）	13,915 円	13,310 円	12,705 円	12,100 円	11,495 円	10,890 円	10,285 円	9,680 円	9,075 円	8,470 円	7,865 円	7,260 円

継続月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
金額（税込）	6,655 円	6,050 円	5,445 円	4,840 円	4,235 円	3,630 円	3,025 円	2,420 円	1,815 円	1,210 円	605 円	0 円

*1：サービス提供開始日が属する月を 1 か月目といたします。

*2：1 ヶ月目～35 ヶ月目に解約した場合は、利用月毎の端末残債請求額とは別に、当月分割代金 605 円（税込）を請求いたします。端末の所有権は、お客様が端末代金全額を支払い終わった時にお客様に移転するものとし、それまでは当社に帰属します。

16. 個人情報の利用目的について

- 届けていただいたお客様の個人情報については、以下の目的に利用いたします。
 - ご利用料金（ご請求・お支払等）に関する業務
 - 契約審査等に関する業務
 - 通信機器等の販売に関する業務
 - お客様相談対応に関する業務
 - アフターサービスに関する業務
 - オプションサービス追加・変更に関する業務
 - サービス休止に関する業務
 - 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
 - アンケート調査に関する業務
 - 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
 - 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務
 - サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
 - 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務
 - その他、契約約款等に定める目的
- KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社が当社と提携して行う「auスマートバリュー」 「自宅セット割（インターネットコース）」の適用、案内等を行うため、当社はおお客様の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容および契約状況等の情報を KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社と共同利用します。
また、当社は、KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社に対して、お客様の上記割引適用状況を確認させていただきます。

個人情報の取扱いについて

当社は、お客様に関する情報を、当社の「個人情報の取扱いについて」にて定める範囲にて利用いたします。

個人情報の取扱いに関する詳細は、当社ホームページの「個人情報の取扱いについて」（<https://accelpower.co.jp/privacy-policy/>）をご参照ください。

17. その他

- サービス内容は予告なく変更することがあります。
- 記載している金額は税込みです。
- 本文中に記載しているサービス名称などは一般に各社の商標または登録商標です。
- 初期契約解除制度に該当しない、または要件を満たさない個人名義でのお客様のご契約のうち、割賦購入に関するご契約については、クーリング・オフの対象となります。クーリング・オフ制度をご利用については、以下をご参照ください。

クーリング・オフに関するお知らせ

- お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、当社からお客様にお送りする法定の重要事項説明書面をお客様が受領した日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または当社ホームページのクーリング・オフの受付フォームより無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はおお客様が書面を発信した時（郵便消印日付や受付フォームの受付日時など）から発生します。
- この場合、
 - お客様は損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
 - すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
 - お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
 - お客様には電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
 - 本サービスを受けるためにおお客様の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、その原状回復に必要な費用を当社が負担します。
- 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための通知がされた日を含めて 8 日を経過するまでは、書面または当社ホームページのクーリング・オフの受付フォームによりクーリング・オフを行うことができます。
- 書面にてクーリング・オフを行う場合は、下記連絡先まで必要事項をご記載のうえご郵送ください。
名称：株式会社アクセルパワー 受付窓口
住所：〒135-0064 東京都江東区青海 3-4-19 青海流通センター1 号棟 205 区画
- 当社ホームページよりクーリング・オフを行う場合は、下記 URL よりお手続きください。
<https://accelpower.co.jp/coolingoff/>

【別紙】

AC アダプタのご利用について

端末機器の充電を行う場合は、端末機器に同封されている取扱説明書に記載の A C アダプタを必ずご使用ください。

取扱説明書に記載されていない A C アダプタをご使用の場合、それに起因する全ての故障や事故は保証の対象外となります。また、それが原因で修理が必要となった場合、製品の保証期限内であっても有償修理となります。

端末返還特約

当社の Root WiMAX 契約約款に定める通常料金契約（既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「Root WiMAX 契約」といいます。）の申込みと同時に当社へ端末機器その他の物品（当社が本特約を適用しない旨の別段の意思表示を行ったものを除きます。以下「対象物品」といいます。）の購入に係る契約（無償で対象物品の提供を受ける契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。）の申込みを行う者（以下「お客様」といいます。）は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

（端末売買契約の解除）

第 1 条 当社は、お客様が初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 26 条の 3 に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づき Root WiMAX 契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

（対象物品の返還等）

- お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品（その個装箱及び取扱説明書その他の付属品を含みます。以下同じとします。）を原状に復した上で、当社が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費は、お客様が負担するものとします。
- 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合であっても、当該私物等が当社に到着して 90 日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。
- 当社は、対象物品についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様から全ての対象物品が返還されたことを当社が確認した後、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。
- 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務とお客様への返金額の支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

（機器損害金の支払義務）

第 3 条 当社は、返還期日を経過してもなお対象物品が返還されない場合又は返還された対象物品に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします

対象物品の種類		機器損害金
Root WiMAX 重要事項説明書「11. 利用可能な端末機器について」で定める端末	全て	税込 21,780 円
(2) (1)以外のもの		端末売買契約における当該対象物品の 売買代金と同額

- 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象物品の所有権はお客様に移転します